

訪問看護ステーション中川
訪問看護事業運営規程（医療保険）

（事業の目的）

第1条

株式会社4LIFEが設置する訪問看護ステーション中川（以下「事業所」という。）において実施する訪問看護事業（医療保険適用）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、主治医が訪問看護の必要を認めたもの（以下「利用者」という。）に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（訪問看護の運営の方針）

第2条

- 1 事業所が実施する事業は、主治医の指示に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、療養生活を営むことができるよう支援し、心身機能の維持回復及び生活の質を図るものとする。
- 2 利用者の療養上の目標を設定し、その達成に向けて訪問看護計画に基づき計画的に実施するものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、主治医及び関係医療機関、その他関係機関との密接な連携に努めるものとする。
- 5 事業の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ必要な情報の提供を行うものとする。
- 6 前各項のほか、健康保険法その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条

事業の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 訪問看護ステーション中川

(2) 所在地 浜松市浜名区細江町 5498 番地の 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 看護師 1 名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 看護職員 常勤換算 2.5 名以上 (管理者を含む)

看護職員 (准看護師を除く) は、主治医の指示に基づき、訪問看護計画書を作成し、計画に基づき事業の提供に当たる。

3 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 必要数

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、看護職員の代わりに利用者の居宅を訪問して、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 00 分までとする。

3 サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 16 時 30 分とする。

4 上記の営業日及び営業時間外において利用者の急変等が生じた場合には、事業所の営業時間内に速やかに対応するとともに、必要に応じて主治医、関係機関等と連携し適切な対応を行うものとする。

(訪問看護の内容)

第 7 条

事業所で行う事業は、利用者の療養生活を支援することを目的として、次に掲げる事業を行う。

1 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成する。作成した訪問看護計画書については、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る

ものとする。

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ 理学療法士等によるリハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- 2 訪問看護計画書に基づく事業
- 主治医の指示及び訪問看護計画書に基づき、適切に事業を実施するものとする。
- 3 訪問看護報告書の作成
- 事業の実施状況について訪問看護報告書を作成し、主治医に提出するものとする。

(利用料等)

第8条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、健康保険法その他関係法令に基づく診療報酬点数表により算定した額とする。
- 2 利用者は、各種医療保険制度に定める自己負担割合に応じた額を負担するものとする。
- 3 公費負担医療制度が適用される場合は、当該制度に定めるところによる。
- 4 通常の事業の実施地域は、浜松市全域とする。通常の事業の実施地域においては、交通費は徴収しない。
- 5 サービスの中止に係るキャンセル料は徴収しないものとする。なお、円滑なサービス提供のため、利用者は可能な限り事前に事業所へ連絡するものとする。
- 6 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、浜松市全域とする。

(衛生管理等)

第10条

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条

- 1 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族及び主治医その他の関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条

- 1 事業所は、事業の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、健康保険法その他関係法令の規定により、行政機関から文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、当該調査に協力するものとする。
- 3 事業所は、前項の調査の結果、行政機関から指導又は助言をうけた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条

- 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行うものとする。
- 4 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

- 5 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、事業の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第15条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- （1）採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - （2）継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また、退職後も同様とする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、契約終了により一連のサービス提供が終了した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社4LIFE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年5月1日 一部改正